平成２１年（フ）第２９６号
宮崎県延岡市長浜町２丁目2041番地25
債務者　甲斐なみ子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９８号
宮崎県日向市大字財光寺154番地１、住民票上の住所宮崎県日向市大字塩見1206番地の14
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３００号
宮崎県延岡市南一ケ岡６丁目９番10―４号
債務者　三浦真美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３０１号
宮崎県延岡市南一ケ岡６丁目９番10―４号
債務者　三浦多美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第７２号
沖縄県石垣市字新川140番地の２　仲大底安福アパート202
債務者　村山　美奈（旧姓宜野座）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１５６号
石川県能美市湯谷町ヘ21番地１　コーポゆの・202号、従前の住所石川県能美市山口町ホ92番地12
債務者　守田　広幸
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１６８号
石川県加賀市山田町ヱ１番地93　プロスペール・アン松が丘202号室、従前の住所京都府京都市伏見区納所岸ノ下26番地２　パルコーポ淀13
債務者　鶴島　智子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３６１号
長野県須坂市大字亀倉160番地30、住民票上の住所長野県上高井郡高山村大字奥山田3579番地
債務者　新井　吉夫
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
長野県須坂市大字須坂1295番地１　507
債務者　牧　二三伊
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
長野市大字柳原2038番地３
債務者　龍造寺美佐
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
長野市大字西尾張部384番地の３
債務者　中島　信一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
長野市篠ノ井塩崎6606番地　県住160号
債務者　熊川　澄子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
長野県松本市征矢野２丁目３番９号　ニューシティシャルム102、住民票上の住所長野県塩尻市大字木曽平沢2228番地１
債務者　土川　武志
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３５５号
長野県東筑摩郡山形村7044番地３、前住所長野県松本市大字松原56番地７
債務者　大笹　公人
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９０７号
兵庫県西宮市青葉台２丁目11番３号
債務者　上山　　晃
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０７７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目22番８―201号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目26番12―405号
債務者　濵本沙央梨（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７１号
山口県宇部市東梶返３丁目19番６―201号
債務者　石田　亮子（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
山口地方裁判所宇部支部